

水道メーターの取り替え

市が設置した水道メーターを、計量法に定められた使用有効期限(8年)が過ぎる前に、市が取り替えます。費用負担はありません。また、原則立ち合いは必要ありません。作業中は、一時的に水道が使用できなくなりますので、ご協力をお願いします。

対平成29年度製造の水道メーター
 (令和7年度検定満期)

※対象者には事前に文書で通知

対象地区・期間

- ・守山学区：9月1日(日)～15日(日)
- ・玉津・河西・速野・中洲学区：
10月1日(火)～15日(火)
- ・吉身・小津学区：11月1日(金)～15日(金)

取替業者 市管工事業協同組合

※取替従事者は、組合の腕章および市発行の「水道量水器取替業務従事者証」を携帯しています。



固経営総務課

☎・☎(582)1136 FAX(582)5780

自転車用ヘルメットを正しく着用しましょう

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務化されています。



自転車乗用中の交通事故で亡くなられた人は、**約5割が頭部に致命傷**を負っています。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。買い物や通勤、通学など、日常生活で自転車に乗るときは**ヘルメットを着用**して、頭部を保護しましょう。

詳しくは、右記ホームページをご覧ください。

また、市では65歳以上の高齢者と小学6年生以下の子どもを対象に、自転車用ヘルメット購入補助金の申請を受け付けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。



警察庁
ホームページ



ホームページ

固危機管理課

☎(582)1119 FAX(583)5066

消費生活センター情報

No.76

くらしのたより

「消費生活出前講座」を利用してください

消費生活センターには、訪問販売や電話勧誘販売など従来の悪質な商法に加え、通信販売についての相談があります。特に、インターネットを利用した通信販売について、年代を問わず相談件数が増加傾向にあり、その内容も複雑化しています。

これらの消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見のため、消費生活相談員が地域へ出向き、「消費生活出前講座」などの啓発活動を通じて、情報提供や注意喚起を行っています。

講座は無料で、参加者の年齢や人数に合わせて、実例を交えた内容で実施します。

下記で申し込みを受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

固消費生活センター(生活支援相談課内)

☎(582)1146 FAX(582)1138

新・クルちゃんの No.159

つぶやき



荒天時のごみの排出は控えてね。

荒天時にごみを出す場合は下記のとおり、ご協力をお願いします。

- ・収集日の朝、強風などの悪天候により安全にごみを出せない場合は、なるべく次の収集日に出示してください。
- ・強風の場合、ごみが散乱してしまうおそれがあるので、飛散防止にご協力ください。

※天候の状況や交通事情により、収集時間が遅れる場合があります。



固ごみ減量推進課

☎・☎(584)4692

FAX(584)4818

ごみ分別
アプリ
配信中!



iOS版



Android版